

PPA等自家消費型太陽光発電設備導入事業費補助金

実施の手引き

令和5年8月23日改訂

岐阜県商工労働部

商工・エネルギー政策課

I 事業概要

1. 事業の目的

県内に所在する施設等^{※1}にオンサイトPPAモデル又はリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び関連設備を導入する事業者が行う事業に要する経費の一部を補助することにより、県内事業者の電力需給ひっ迫や電気料金の高騰等の課題への対応と、脱炭素社会の実現に向けた取組を図ることを目的とする。

※1 県内事業者^{※2}が所有する施設又は土地で県内に所在するもの。

※2 県内に本社又は事業所を有する企業又は団体及び個人事業主（青色申告者に限る。）

2. 補助対象事業

県内に所在する施設等にオンサイトPPAモデルまたはリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び関連設備を導入する事業に対し補助を行う。

(1) 国補助の対象事業

- ・ 一般財団法人環境イノベーション情報機構が定める「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（民間企業等による再エネ主力化・レジリエンス強化促進事業（ストレージパリティの達成に向けた太陽光発電設備等の価格低減促進事業））交付規程」に基づく二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（以下、「国補助」という。）の対象となる事業（以下、「国事業」という。）であって、下記に記載の「事業の要件」を満たす事業。

(2) 国補助の対象外事業

- ・ 国事業の対象とならない事業（国補助の交付をうけない事業）であって下記に記載の「事業の要件」を満たす事業。

3. 補助事業者

県内に所在する施設等にオンサイトPPAモデル又はリースモデルにより自家消費型太陽光発電設備及び関連設備を導入する事業者

4. 事業の要件

【共通】

- ・ 県内に所在する施設等に太陽光発電設備及び関連設備をオンサイトPPAモデルまたはリースモデルにより導入すること。（設備を自己所有する場合は補助対象外）

- ・ 需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で、補助金額の2分の1以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除されるものであること。
- ・ 補助対象設備を法定耐用年数期間、継続的に使用することを確認できる書類（需要家とPPA（リース）事業者との契約書、覚書など）を提出することができること。

【国補助の対象事業】

- ・ 国補助の交付を受けるもの。

【国補助の対象外事業】

- ・ 太陽光発電設備の発電出力が10kW以上であること。
- ・ 停電時にも必要な電力を供給できる機能を有する太陽光発電設備等を導入すること。
- ・ 太陽光発電設備と定置用蓄電池又は車載型蓄電池（外部給電が可能なもので、かつ、充放電設備を同時に導入する場合に限る。）及び充放電設備を導入すること。
- ・ 補助金の交付を受けた太陽光発電設備の発電量の50%以上を敷地内で自家消費すること。余剰電力の売電は差し支えないが、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）に基づくFIT制度（固定価格買取制度）またはFIP（Feed in Premium）制度による売電を行わないものであること。
- ・ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。
- ・ 交付申請時に、導入設備の設置場所、補助事業者及び関係者等が確定していること。
（原則として、補助対象設備の法定耐用年数の間は申請時に実施体制を維持していること。）
- ・ 補助事業の実施に当たっては、太陽光発電設備の設置や電力供給等に係る関係法令・基準等を遵守すること。

5. 設備の要件

【太陽光発電設備】

- ・ 実証段階、中古（使用済み）、リユースの製品でないこと。

※太陽光発電設備の基準額の算定に用いる「出力」は、太陽光パネルのJISなどに基づく公称最大出力の合計値とパワーコンディショナーの定格出力

の合計値の低い方をkW単位で小数点以下を切り捨てた値とする。

【定置用蓄電池】

- ・ 据置型（定置型）であること。原則として、アンカーボルトなどで固定して設置すること。（置き基礎は認められない。）
- ・ 業務・産業用（4,800Ah・セル以上）であること。（家庭用（4,800Ah・セル未満）は対象外。）
- ・ 実証段階、中古の製品（使用済み）ではないこと。

【車載型蓄電池】（車載型蓄電池のみの導入は不可。）

- ・ 外部給電が可能な電気自動車（EV）またはプラグインハイブリッド自動車（PHV）であること。
- ・ 最新の「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金交付規則」に基づくクリーンエネルギー自動車導入促進補助金（以下「CEV補助金」という。）の「補助対象車両・設備一覧」の銘柄に限る。
- ・ 中古（使用済み）の製品ではないこと。

【充放電設備】（充放電設備のみの導入は不可。）

- ・ 平時において本補助事業で導入する「太陽光発電設備」からの電力が供給でき、「車載型蓄電池」に蓄電できるものであること。
- ・ 停電時に本補助事業で導入する「車載型蓄電池」から対象施設に電力の供給ができるものであること。
- ・ 最新の「クリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金交付規則（V2H充放電設備・外部給電器）」に基づくクリーンエネルギー自動車の普及促進に向けた充電・充てんインフラ等導入促進補助金（以下「CEV普及インフラ補助金」という。）の「V2H充放電設備一覧」の銘柄に限る。
- ・ 中古（使用済み）の製品でないこと。

6. 補助対象経費・補助金の額

- ・ 補助対象経費及び補助金の額は下表のとおり。
- ・ 補助上限額は1申請あたり10,000千円。
- ・ 補助対象経費には、消費税相当額は含みません。

補助対象経費	補助金の額
工事費 設備費 業務費	補助対象経費から国補助の交付額を控除した額に2分の1を乗じて得た額と下記により算出された額とを比較して少ない方の額

事務費	<p>(当該額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額。)</p> <p>【太陽光発電設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.5万円/kW <p>【定置用蓄電池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2.65万円/kWh (定置用蓄電システムの目標価格に6分の1を乗じて得た額。補助対象経費に6分の1を乗じて得た額を上限額とする。) <p>【車載型蓄電池】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・蓄電容量 (kWh) の4分の1に4万円を乗じて得た額。(最新のCEV補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」の2分の1を上限額とする。) <p>【充放電設備】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4分の1 (最新のCEV普及インフラ補助金の「銘柄ごとの補助金交付額」の2分の1を上限額とする。)
-----	---

7. 事業期間

交付決定の日から令和6年2月29日(木)まで。

※交付決定日より前に事業の着手をする必要がある場合は、事前着手届(別記第2号様式)を提出すること。

8. 予算額

125,000千円

II 実施の流れ

1. 募集期間

- ~~1次募集：令和5年7月3日（月）～令和5年8月10日（木）まで。~~
2次募集：令和5年8月28日（月）～令和5年10月31日（火）まで
（先着順。予算の上限に達し次第、募集終了。）

2. 交付申請

- 補助事業者は、募集期間の締め切り日までに下記書類を提出しなければならない。（要綱第5条）
- 申請は、岐阜県商工労働部商工・エネルギー政策課エネルギー係へ郵送、電子メール、又は持参することにより行う。

【提出書類（国補助の対象事業）】

No	提出書類名	備考
1	交付申請書	別記第1号様式
2	事業計画書	別紙1
3	国補助の決定通知書の写し	
4	国補助の交付申請書の写し	
5	PPAまたはリース契約関係資料及び料金設定根拠資料	要件（需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で、補助金額の2分の1以上がサービス料金又はリース料金の低減等により需要家に還元又は控除されるものであること。）が確認できる資料
6	口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票	下記県HPより様式をダウンロードのうえ、作成してください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html なお、以前に県に提出したことがあり、変更がない場合は、提出不要です。
7	その他参考となる書類	会社概要・パンフレット、その他県が必要と認めた資料等

【提出書類（国補助の対象外事業）】

No	提出書類名	備考
1	交付申請書	別記第1号様式
2	事業計画書	別紙1
3	誓約書	別紙2

4	商業登記簿謄本	申請者、共同事業者それぞれの商業登記簿謄本。（履歴事項全部証明書／現在事項全部証明書） 申請時に発効から6か月以内のものを提出すること。 個人事業主の場合、確定申告書Bと所得税青色申告決算書の写しを提出すること。
5	直近2年分の決算書の写し	申請者、共同事業者それぞれの直近2年分の貸借対照表を法人名が記載された表紙をつけて提出すること。 個人事業主の場合は直近2年分の確定申告書B及び所得税青色申告決算書の写しを提出すること。電子申告を行った場合は、国税電子申告・納税システム（e-Tax）で確認できる受信結果（受信通知）のスクリーンショットを合わせて提出すること。
6	設備設置承諾書	別紙3
7	事業実施場所に関する資料	対象施設の地図等、年間電力使用量がわかる資料等
8	設備に関する資料	仕様書、単線結線図、年間推定発電量の根拠資料等
9	見積書	金額の内訳（単価・数量）がわかる見積書を添付すること。 次の①～⑥をすべて満たす見積書を取得すること。 ①宛名：見積書に記載された宛名が補助対象設備の発注者（補助事業者）であること。 ②設置場所：見積書に補助対象設備の設置場所（施設の名称、住所等）が記載されていること。 ③作成年月日：原則として、本補助事業の募集が開始以降に作成されたものであること。 ④有効期限：申請の時点で有効期限内のものであること。 ⑤発注する機器などの項目：発注する機器などについて、「メーカー名」「製品名」「型番」

		「数量」「単価」等が正確に記載されていること。 ⑥値引きの項目：原則として値引きの項目は作らず、値引き後の金額を記載すること。値引きの項目がある場合は、どの項目に対する値引きかを明示し、項目ごとに値引き後の金額がわかるようにすること。
10	PPAまたはリース契約関係資料及び料金設定根拠資料	要件（需要家とPPA事業者又はリース事業者との契約で、補助金額の2分の1以上がサービス料金、リース料金の低減等により需要家に還元、控除されるものであること。）が確認できる資料
11	口座振込依頼書兼債権者登録（変更）票	下記県HPより様式をダウンロードのうえ、作成してください。 https://www.pref.gifu.lg.jp/page/226.html なお、以前に県に提出したことがあり、変更がない場合は、提出不要です。
12	その他参考となる書類	会社概要・パンフレット、その他県が必要と認めた資料等

3. 事業の実施

- 補助事業者は、交付決定日以降に事業を開始することができる。
交付決定日より前の経費については、原則、補助対象経費として認められないので、注意すること。
※事前に着手する必要がある場合、事前着手届（別記第2号様式）を提出すること。
- 契約の相手方を選定するにあたっては、原則、相見積もりを実施すること。
- 補助対象となる設備の設置にあたっては、各種法令、基準等を遵守して適切に行うこと。
- 導入する全ての補助対象設備の引き渡し（検収を行うこと。）及び支払いを令和6年2月29日（木）までに行うこと。

4. 実績報告書の提出

- 補助事業者は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は令和6年2月29日までのいずれか早い日までに、県に下記書類を提出しなけ

ればなりません。（要綱第9条）

- ・ また、必要に応じ、現地調査を行います。

【提出書類（国補助の対象事業）】

No	提出書類名	備考
1	実績報告書	別記第8号様式
2	事業実績報告書	別紙
3	国補助の交付額確定通知書の写し	
4	国補助の実績報告書の写し	国補助の実績報告に係る書類一式（支払書類等）
5	その他参考となる書類	

【提出書類（国補助の対象外事業）】

No	提出書類名	備考
1	実績報告書	別記第8号様式
2	事業実績報告書	別紙
3	支払書類	発注書、納品書、請求書、振り込みが確認できる書類等
4	事業の実施状況がわかる資料	現況写真（設置場所、導入設備の状況等が確認できるもの。） 余剰電力を売電している場合、「余剰配線」であることがわかる資料（受給契約確認書等）
5	PPA又はリース契約書の写し	
6	その他参考となる書類	

5. 補助金の支払

- ・ 補助金の支払は、事業完了後の精算払とします。
- ・ 県は、補助事業完了後に提出された実績報告書及び添付書類を審査し、補助金の額を確定した後、補助金の額の確定を通知します。（要綱第10条）
その後、補助事業者が提出する補助金交付請求書により県は補助金を支払います。（要綱第11条）

【提出書類】

No	提出書類名	備考
1	補助金交付請求書	別記第10号様式

6. 事業終了後

<財産の処分制限>

- ・ 補助事業により取得した財産であって、1件当たりの取得価格が50万以上のものは処分制限財産とします。
- ・ 補助事業者は、補助対象事業の完了後、処分制限期間が経過する前に処分制限財産を知事の承認を受けないで、譲渡し、交換し、貸付し、担保に供し、取り壊し、又は廃棄してはいけません。

<参考（法定耐用年数※）>

太陽光発電設備：17年

定置用蓄電池：6年

車載型蓄電池（EV・PHV）：6年

充放電設備（V2H充放電設備及びその付帯設備）：5年

※業種に基づく法定耐用年数を用いる場合は、申請書に根拠資料を添付してください。また、適正な法定耐用年数であることを税理士などの専門家や税務署に事前に確認してください。

<書類、帳簿等の保存期間>

- ・ 補助対象事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等は、補助対象事業の完了の日の属する年度の翌年度以後5年間（処分制限期間が5年を超える場合にあっては、当該期間の末日の属する年度の末日まで）保存しなくてはなりません。

<問い合わせ先>

岐阜県 商工労働部 商工・エネルギー政策課 エネルギー係

〒500-8570 岐阜市藪田南2-1-1 岐阜県庁10階

TEL : 058-272-8835

E-mail: c11351@pref.gifu.lg.jp